

元気なたまかわ

子育て支援プラン

[概要版]



平成27年3月

玉川村

計画策定趣旨について



国は就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を開始するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」を開始することとなりました。

このため、玉川村では、平成17年3月に策定した「玉川村次世代育成支援行動計画 元気な たまかわ 子育て支援プラン」に基づき、「すべての親がゆとりをもって子育てができる、地域全体で子どもを見守るまち・たまかわ」を基本



理念に、地域全体で子育てを支援する体制を整備し、玉川村で安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりに取り組んできました。この10年の間に、都市化や核家族化の進展、女性の社会進出などにより、地域の連帯感や関わりが希薄になるなか、子育て環境も大きく変化してきています。

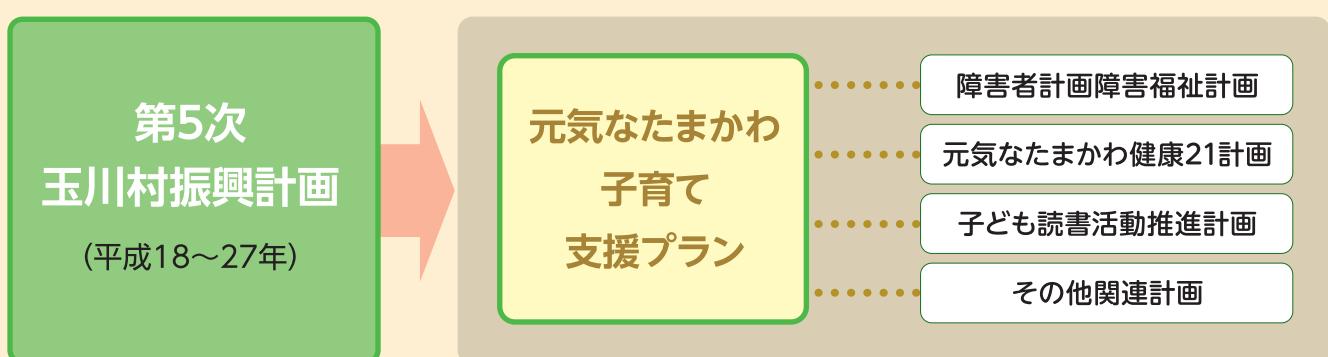
このような変化を踏まえつつ、本計画では、前計画の理念を継承し、「子どもを育てるすべての親や、これから子どもを産み育てる次世代の親が、子育てをする喜びを実感し、安心してゆとりをもった子育てができるよう、地域全体で支援していく体制づくり」を目指して策定します。

計画の性格



本計画は、次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画から成るもので、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられます。

この計画は、玉川村のこれまでの取組みとの継続性を保ち、同時に様々な分野の取組みを総合的、一体的に進めるために、最上位計画である「第5次玉川村振興計画」をはじめとする関連計画と整合性を図ります。



計画の期間



本計画は、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間とします。なお、子ども・子育て支援事業計画に示す施策・事業等について、定期的に点検を行いながら着実に推進します。

| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 本計画 | | | | | | |
| | | | | 見直し | 次期計画 | |

玉川村の子ども・子育て支援の課題



少子化・核家族化の影響

子育て家庭の仕事や家庭生活の変化

成長過程と
子育て家庭の働き方に沿った
多様な教育・保育サービスの充実

子育てを応援する
環境・地域づくりに沿った
多様な教育・保育サービスの充実



計画の基本的な考え方



1 計画の基本理念

玉川村では、「玉川村次世代育成支援行動計画 元気な たまかわ 子育て支援プラン」(後期計画:平成22年度～平成26年度)において、子どもを育てるすべての親や、これから子どもを産み育てる次代の親が子育てをする喜びを実感し、安心してゆとりをもった子育てができるよう、地域全体で支援していく体制づくりを推進するために、「すべての親がゆとりをもって子育てができ、地域全体で子どもを見守るむら・たまかわ」を基本理念に掲げ、様々な事業を行ってきました。

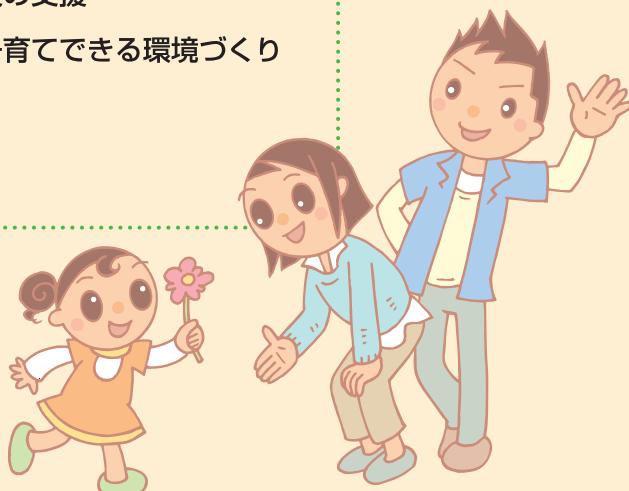
前期計画期間における社会状況の変化を考慮しつつ、本計画においても、この基本理念を継承することとします。

すべての親がゆとりをもって子育てができ、
地域全体で子どもを見守るむら・たまかわ

2 基本方針

「すべての親がゆとりをもって子育てができ、地域全体で子どもを見守るまち・たまかわ」をめざして、以下の3つの柱を基本指針として、具体的な施策の展開を図り、まちづくりを進めます。

- (1) 教育を通した次代を担う親子の成長の支援
- (2) 子どもの人権が守られ、安心して子育てできる環境づくり
- (3) 子育てを応援する環境づくり
- (4) 子ども・子育て支援事業の推進



施策の体系



基本理念

基本方針

施策の方向

すべての親がゆとりをもつて子育てができる、
地域全体で子どもを見守るむら・たまかわ



次世代育成支援行動計画

教育を通した
次代を担う親子の
成長の支援

子どもの人権が
守られ、
安心して子育てできる
環境づくり

子育てを応援する
環境づくり

①家庭と地域の子育て力の向上

②教育・学校の充実

③子育て支援サービスの充実

①母子保健事業

②子どもにやさしい生活環境の整備

③子どもの人権尊重・児童虐待防止 等

①仕事と子育ての両立支援

②生活支援の充実

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援
事業計画

- 教育・保育提供区域の設定
- 教育・保育施設の見込み及び確保策
- 教育・保育の一体的提供の推進
- 地域子ども・子育て支援事業

計画の進行

子ども・子育て支援関連施策の推進



1 子ども・子育て支援事業計画の概要

今後の子育て支援関係のサービスの全体像は以下のとおりです。従来、子育て支援サービスや母子保健事業として実施してきたサービス、新規に組み込まれたサービスなどで構成されています。

子ども・子育て支援法におけるサービスは、大きくは「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに区分されます。



| 根拠法 | 給付の区分 | | 事業名 |
|--------------|--------------------|--|----------------------|
| 子ども・子育て支援法 | 子どものための 教育・保育給付 | 施設型給付 | 1. 公立幼稚園 |
| | | | 2. 新制度への移行を選択する私立幼稚園 |
| | | | 3. 公立認可保育所 |
| | | | 4. 幼保連携型認定こども園 |
| | | | 5. 幼稚園型認定こども園 |
| | | | 6. 保育所型認定こども園 |
| | | | 7. 地方裁量型認定こども園 |
| | 地域型保育給付 (村が認可) | 8. 小規模保育 | |
| | | 9. 家庭的保育 | |
| | | 10. 居宅訪問型保育 | |
| | | 11. 事業所内保育 | |
| | 地域子ども・子育て支援事業 | 12. 利用者支援(新規) | |
| | | 13. 地域子育て支援拠点事業 | |
| | | 14. 妊婦健診 | |
| | | 15. 乳児家庭全戸訪問事業 | |
| | | 16. 養育支援訪問事業等 | |
| | | 17. 子育て短期支援事業 | |
| | | 18. ファミリー・サポート・センター事業 | |
| | | 19. 一時預かり | |
| | | 20. 延長保育事業 | |
| | | 21. 病児病後児保育事業 | |
| | | 22. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) | |
| | | 23. 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規) | |
| | | 24. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (新規) | |
| | | 25. 私立認可保育所(委託費を支弁) | |
| | | 26. 新制度への移行を選択しない私立幼稚園 (私学助成・幼稚園就園奨励費補助を支弁) | |
| 子ども・子育て支援法以外 | | | |



(1)特定教育・保育(施設型給付)

| | | | |
|---------|-----------------|---|------------------------|
| 3つの認定区分 | 1号認定 教育標準時間認定 | お子さんが満3歳以上で、幼稚園等で教育を希望される場合 | ▶ 利用先 幼稚園、認定こども園 |
| | 2号認定 満3歳以上・保育認定 | お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 | ▶ 利用先 保育所、認定こども園 |
| | 3号認定 満3歳未満・保育認定 | お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 | ▶ 利用先 保育所、認定こども園、地域型保育 |

① 幼稚園

■ 現状

《幼稚園の利用状況》

| 施 設 名 | 園児数 (平成26年4月1日現在) | | | | 定 員 | 預かり保育 |
|--------|-------------------|-----|-----|-----|-----|-------|
| | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合 計 | | |
| いづみ幼稚園 | — | 47 | 40 | 87 | 130 | 42 |
| すがま幼稚園 | 12 | 17 | 10 | 39 | 100 | 25 |
| 合 計 | 12 | 64 | 50 | 126 | 230 | 67 |

■ 見込み量(人) ※見込量=ニーズ調査による現在の利用状況+利用希望

| | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
|-------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
| | 1号 | 2号幼 |
| 見込み量 | 57 | 80 | 51 | 72 | 48 | 68 | 44 | 62 | 44 | 62 |
| 合 計 | 137 | | 123 | | 116 | | 106 | | 106 | |
| 供給見込み | 230 | | 140 | | 140 | | 140 | | 140 | |

※供給量等の数値は今後変更する場合がある。

■ 確保策

利用者数の見込みを検討する必要があります。また、建物の老朽化を検討する必要があります。公立幼稚園の利用状況を踏まえ、利用者数の見込みを検討します。更に、教育内容の向上を図るための取組みを行います。



② 保育所

■ 現状

《保育所の利用状況》

| 施 設 名 | 児童数 (平成26年4月1日現在) | | | | | | | 定 員 |
|-------|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合 計 | |
| 泉保育所 | — | 12 | 21 | 18 | — | — | 51 | 80 |

■ 見込み量(人) ※見込量=ニーズ調査による現在の利用状況+利用希望

| | 平成27年度 | | | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | |
|-------|--------|------|------|--------|------|------|--------|------|------|--------|------|------|--------|------|------|
| | 0歳 | 1・2歳 | 3～5歳 |
| 見込み量 | 11 | 33 | 27 | 11 | 34 | 24 | 11 | 34 | 23 | 11 | 33 | 21 | 21 | 11 | 33 |
| 合 計 | 71 | | | 69 | | | 68 | | | 65 | | | 65 | | |
| 供給見込み | 80 | | | 70 | | | 70 | | | 70 | | | 70 | | |

※供給量等の数値は今後変更する場合がある。

■ 確保策

2歳以下の3号認定者の保育ニーズについては潜在的なニーズを踏まえて算出しているため、現在の利用状況に比べ多い傾向がみられます。2号については、共働き世帯等の教育ニーズと保育ニーズを把握する必要があります。また、サービスの提供体制の確保とともに、建物の老朽化等ハード面や質の向上を図るための方策の検討が必要です。

0歳の保育ニーズの高まりに対応するため、0歳及び1・2歳保育の提供体制の拡充を図ります。

利用者ニーズに対応した保育サービスを提供するため、保育士を確保して保育体制の確保を図ります。

保育サービスの提供体制の確保とともに、質の向上を図るための方策として、職員研修、人事交流、調整会議などを継続して推進します。

(2) 地域型保育給付

① 小規模保育事業

■ 現状

従来の認可外保育施設、事業所内保育施設等が「小規模保育事業」に該当します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。



② 家庭的保育事業

■ 現状

現在実施していませんが、保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

③ 居宅訪問型保育事業

■ 現状

ベビー・シッター等が該当します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

■ ①～③地域型保育給付の検討課題等

3号の保育ニーズを見込むとともに、認可外保育施設、事業所内保育施設等の地域型保育の見込み量や参入意向などを踏まえた検討が必要です。

0～2歳の保育サービスの量的充実を図るため、認可外保育施設及び事業所内保育施設については、子ども・子育て支援制度への参入移行について把握し、情報提供などに努めます。あわせて、今後は勤務者以外の利用定員についても検討し、受け入れ体制の確保を図ります。

2 教育・保育の一体的提供の推進

質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取組み推進、0～2歳に係る取組みと3～5歳に係る取組みの連携に関するなどを記載することが求められています。

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

国においては、子どもや子育てをめぐる様々な状況・課題を解決することを目的に、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行しますが、制度の方向性の一つとして質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供(認定こども園化)を推進していく方向性が示されています。



本村においても、就労形態の多様化等から保護者の就労の有無にかかわらない施設利用や0歳児から就学前までの一貫した教育・保育・子育て支援への需要が増大していくものと考えられます。このことから、認定こども園の平成28年開園へ向けて施設の整備を推進していきます。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

0歳から就学前の乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、生活環境においても、人が大きく成長するうえで非常に重要な意味を持っていることから、教育・保育については、基本的な生活習慣や豊かな情操教育を養う場としての重要な役割を果たしています。

このことから、質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るために、さらなる教育・保育環境の整備と指導体制の充実を図ります。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、在宅で子育てをしている親子を含めたすべての家庭を対象に、子どもの成長に応じた子育て支援策の充実や安心して子どもを産み、育てる子育て環境の整備を進めています。

(3) 地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携方策

利用者が効率的に希望するサービスの情報が得られるよう、村が中心となって、教育・保育資源等の情報を総合的に収集・提供します。

(4)認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

幼児期の教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組みの推進については、それぞれが幼児期から児童期への発達の流れを理解し、互いの教育内容や指導方法の違い・共通点について理解を深める必要があることから、定期的・継続的に関係者の共通理解を図るため、幼稚園及び保育所、平成28年開園予定である認定こども園と小学校との連携を推進します。特に、障害のある子どもや配慮の必要な子どもへの必要な環境設定や合理的配慮など、切れ目のない支援を受けることができるよう、連携を図ります。



3 地域子ども・子育て支援事業

(1)利用者支援事業

■ 現状

新制度に伴い、新たに導入される事業であり、役場での相談、対応などが主に該当すると考えられます。

■ 見込み量(実施か所数)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込み量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 供給量 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |

■ 確保策

地域の保育資源等の情報の収集・提供を行うなど、総合的に対応するためには、村役場窓口で当該事業として対応できるか検討する必要があります。迅速で適切な保育情報等を集約し、適切に発信します。

(2)時間外(延長)保育事業

■ 現状

《延長保育の範囲》

| 実施保育所 | 実 施 日 | 時 間 (早朝) | 時 間 (延長) |
|--------|--------|-------------|----------|
| 保育園で実施 | 月から金曜日 | 7時15分～7時30分 | — |
| | 土曜日 | 7時15分～7時30分 | — |
| | | 平成24年度 | 平成25年度 |
| 利用状況 | | 実16人 | 実20人 |

■ 見込み量(利用実人数)

早朝の延長、臨時または緊急時の利用人数を含めている

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込み量 | 25 | 24 | 23 | 22 | 22 |
| 供給量 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |

■ 確保策

ニーズ調査では、通常の定期的な利用希望をきき、利用回数を問わず設問しており、利用実績とは異なっています。保護者の働き方や利用状況を踏まえ、実際の利用希望について、利用実績、利用料の設定等からも検討し、受け入れ体制の検討が必要です。見込み方は、アンケートで18時以降の保育希望だけを聞いており、潜在的な利用を含めているとともに、現在実施している朝の延長などが想定されていない点にも留意する必要があります。

保護者の働き方や利用状況を踏まえ、実際の利用希望について、利用実績、利用料の設定等を行います。

(3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

■ 現状



| 名 称 | 対象児童 | 定 員 |
|--------------|-------------|-------|
| いずみフックちゃんくらぶ | 第一小学校の1～3年生 | 20名程度 |
| すがまフックちゃんくらぶ | 須釜小学校の1～3年生 | 20名程度 |
| 合計 2か所 | 18時半まで | 40名程度 |

■ 見込み量(実人数)

| | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
|---------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
| | 低学年 | 高学年 |
| 見込み量5歳児 | 63 | 46 | 62 | 48 | 56 | 47 | 57 | 43 | 51 | 43 |
| 供給量 | 2施設 | 80 | 3施設 | 120 | 3施設 | 120 | 3施設 | 120 | 3施設 | 120 |

■ 確保策

注) 5歳児保護者に就学後の低学年、高学年の時の希望を聞き、その利用希望率から算出

現在3年生までを対象に実施し、一部高学年の利用を受け入れています。4年生以上の世帯の利用ニーズを把握し、受け入れ体制、実施方策の検討が必要です。年間のうちで利用状況が異なる点、登録していて利用しない場合などにも留意する必要があります。年度中に利用人数に変動があることや、長期休業中の利用希望など現状と利用希望を踏まえて検討する必要があるとともに、放課後子ども教室との連携などを検討する必要があります(国の放課後子ども総合プラン)。

なお、高学年の受け入れについては、平成28年度以降に実施する方向で検討します。



(4) 子育て短期支援事業

■ 現状

現在実施していません。

■ 見込み量(利用実人数)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込み量 | 6人日 | 5人日 | 5人日 | 5人日 | 5人日 |
| 供給量 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |

■ 確保策

緊急時の対応なども含め、関係機関との連携強化や実施方法等を継続して検討していくこととします。

(5) 地域子育て支援拠点事業

■ 現状

子育て支援事業としては実施していませんが、保健センターですくすく広場、すくすくクラブを開設しています。

《地域子育て支援拠点事業の概要(平成25年度現在)》

| 施設名 | 所在地 | 運営者 | 事業内容 | 開設時間 |
|---------|--------|---------------|-------------|---------------|
| すくすく広場 | 保健センター | 村 | 多目的ルームを自由開放 | 9時～16時 |
| すくすくクラブ | 保健センター | 村 | 毎月開催 | 10時～11時30分 |
| (年間延べ人) | | 平成24年度 | | 平成25年度 |
| すくすく広場 | | - | | - |
| すくすくクラブ | | 延288人(延12日開設) | | 延234人(延12日開設) |
| 合計 | | 延288人 | | 延234人 |

■ 見込み量(1か月あたり利用延人回)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年間見込み量 | 238 | 238 | 238 | 234 | 232 |
| 供給量 | 0 | 0 | 720 | 720 | 720 |

■ 確保策

見込み量については、現在の利用状況を踏まえて検討しますが、利用者数の増加にはおおむね対応できる体制となっています。育児休業中の利用者や共働き世帯の利用など、参加しやすい方策、参加を促進するための方策を検討します。

(6)一時預かり事業

■ 現状

《預かり保育施設》

| 施設名 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------------------------|--------|--------|
| 保育所で一時保育、村立幼稚園で預かり保育を実施 | 実90人 | 実85人 |

■ 見込み量(年間あたり利用日数)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 合計 | 1,312 | 1,176 | 1,112 | 1,018 | 1,018 |
| 供給量 | 1,320 | 1,180 | 1,125 | 1,020 | 1,020 |

■ 確保策

村立幼稚園2園の預かり保育の利用状況の通常利用と緊急利用での実績をとらえるとともに、未就園者の一時保育の利用意向等をとらえながら、見込み量と提供体制について検討する必要があります。

今後は一時保育事業、幼稚園の預かり保育等を含めて預かり保育事業となるため、通常利用と緊急利用の利用状況を把握しながら提供していきます。



(7)病児・病後児保育事業

■ 現状

現在実施していません。

■ 見込み量(人日)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込み量 | 178 | 167 | 162 | 153 | 152 |
| 供給量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■ 確保策

ニーズ量でみると、多く算出される傾向がみられ、実施場所、利用料などは設間に加えていないこともあります。しかし、共働き世帯が増え、近くに親等の支援者がいない子育て世帯も増えていることが考えられるため、検討する必要があります。

なお、医療関係機関との連携が可能かどうか、実施へ向けた検討を継続して行っています。

(8)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

■ 現状

現在、社会福祉協議会において、保育所への送迎や子どもの一時預かり、病児や病後児預かりのコーディネートなどを「たまかわおひさまサポート」で行っています。

■ 見込み量(年間あたり利用平均日数)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 低学年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高学年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 供給量 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

注)5歳児の保護者に、低学年、高学年時にファミサポの利用を希望した割合で算出、供給量等の数値は今後変更する場合がある

■ 確保策

ファミリー・サポート・センター事業は、一般に就学前児童の利用がほとんどであり、小学生の利用が少なく、一部放課後児童クラブからの送迎などの利用が考えられます。小学生の放課後の過ごし方として、放課後子ども教室との連携で居場所の拡大を図ることなどとあわせて検討する必要があります。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

■ 現状

| | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---|--------|--------|
| 対象：生後4か月までの乳児 実施内容：保健師等による家庭訪問、調査、指導 | 29人 | 49人 |

■ 見込み量(人)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込み量 | 44 | 43 | 43 | 42 | 42 |
| 供給量 | 44 | 43 | 43 | 42 | 42 |

■ 確保策

今後も継続して実施していくこととしております。

注)0歳児数

(10) 妊婦健康診査事業

■ 現状

| | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------------------------|--------|--------|
| 対象：妊娠届出者 実施内容：公費負担受診券発行 | 実49人 | 実51人 |

■ 見込み量(人回)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込み量(実) | 688 | 688 | 672 | 672 | 672 |
| 供給量 | 688 | 688 | 672 | 672 | 672 |

■ 確保策

連携して実施し、妊娠婦期の母子の健康を支援します。

(11) 養育支援訪問事業

■ 現状

現在は要保護児童対策として、養育困難な家庭に児童家庭相談員または保健師等が訪問し、相談・指導を連携・調整しながら実施しており、当該事業としては実施していません。

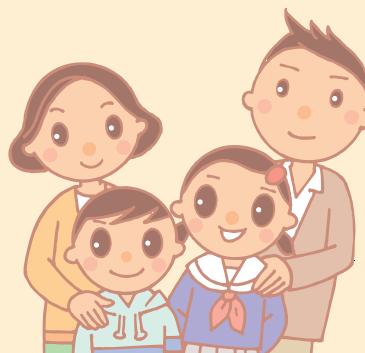


■ 見込み量(対象家庭数)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込み量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 供給量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■ 確保策

現在は当該事業としては実施していませんが、育儿放棄等で養育支援が必要なケース、相談等の状況を踏まえて、ヘルパー派遣や相談員訪問など、実施方策を検討します。



(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)

本事業は、保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する新規事業です。

■ 確保策

事業内容を検討しながら、実施に努めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)

本事業は、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための新規事業です。

■ 確保策

事業内容を検討しながら、実施に努めます。



元気なたまかわ・子育て支援プラン

〔概要版〕

平成27年3月

編集／発行 玉川村／教育委員会

〒963-6312 福島県石川郡玉川村大字小高字中曇9

TEL.0247-57-4633 FAX.0247-57-4503